

第 15 節 歯科保健医療

う蝕（むし歯）や歯周疾患などの歯科疾患は生活習慣の中で発症します。これらの疾患にかかった歯や歯周組織はほとんど再生することなく、歯の喪失につながり会話や咀嚼（かむ）能力の低下を招くこととなります。特に近年、歯や口腔の健康は、単に食物を咀嚼するという働きだけでなく、糖尿病等の生活習慣病を引き起こす原因として指摘されるなど、歯・口腔の健康と全身との関係が注目されています。

一方、歯を含む口腔内の環境は、年代とともに変化し、それに伴い歯科保健医療の取り組み方も異なります。このため、ライフステージに応じた歯科保健医療対策の推進が必要となるとともに、歯科医療は、患者の心身の特性を踏まえた治療及び歯科疾患の予防や継続的管理を行うなど、外来の疾病治療中心の医療から、予防を中心とした訪問診療を含む医療提供の重要性が増してきています。

現状と課題

1 歯科保健医療の取り組み

国では、子どもから高齢者、障害のある人も含め、すべての人に対する生涯を通じた歯の健康づくりを推進し、口腔機能を維持するために、80歳になっても20本の歯を保つ運動（8020運動）を提唱しています。

この運動を推進するため、本県においても「高知県8020運動推進協議会」を設置し、各地区での歯の衛生週間行事や8020運動達成者の表彰などの普及啓発事業や県民に対する歯科保健教育・相談、歯科健診、歯科保健指導等の各種歯科保健事業を実施しています。

2 歯科疾患と生活習慣病

う蝕（むし歯）や歯周病などの歯科疾患があると、しっかり食べ物が噛めなくなり食生活に影響を及ぼします。また、早食いなどの食習慣は内蔵脂肪の蓄積を増加させ肥満や糖尿病などの生活習慣病を引き起こす原因の一つとして指摘されています。特に糖尿病と歯周病は深い関係があり、糖尿病が悪化すると歯周病も悪化するばかりでなく、重度の歯周病は糖尿病を悪化させることがあります。このため、う蝕（むし歯）や歯周病の予防や治療ばかりでなく食育も含め、生活習慣病の予防として食生活の改善を考慮した歯科保健医療の取組みを促進する必要があります。

3 乳幼児期から学齢期に対する歯科保健

幼児のう蝕（むし歯）は、年々減少傾向にあります。平成17年度の3歳児における一人平均むし歯本数は、1.30本（全国27位）と全国平均1.25本と比較すると依然多くなっています。

また、18年度においては、6歳児の65.8%がむし歯を経験しており、12歳児の一人平均のむし歯本数は1.93本と、全国平均1.71本より0.22本多くなっています。

さらに、中高生の30.5%が歯肉炎にかかっており、この時期からの早期歯周疾患予防対策が課題となっています。

4 成人に対する歯科保健

老人保健での歯の健康教育や健康相談、歯科衛生士による訪問口腔衛生指導は実施されていますが、20～40歳代の働きざかりに対する歯科保健事業及び40～50歳代の歯周疾患健診は、ほとんどの市町村で行われていません。平成20年度からは保険者による健診が義務づけられるため、

地域・職域（労働現場）における歯周疾患予防対策などが重要な課題となってきます。

5 高齢者に対する歯科保健

高齢化とともに上下顎の歯をすべて失った無歯顎者が増加する一方、75歳以上の後期高齢者の受療率は急速に低下しており、口腔ケアが必要となっている後期高齢者が増加していると推測されます。高齢者の多くは、義歯などによる口腔機能の回復が必要になっています。特に、口腔衛生の自己管理が難しく、また、自覚症状の訴えが乏しい要介護高齢者や入院高齢者等の口腔ケア、摂食嚥下リハビリテーションなどについて、取り組みを進める必要があります。

在宅における歯科医療は、介護保険制度による地域支援事業の推進や、介護予防の推進をしていく中で福祉保健所が協力し、市町村・事業所が口腔機能向上について取り組みを進めていますが、事業に携わる歯科衛生士等の専門職の確保が困難となっています。

6 障害児・者に対する歯科保健

障害児・者もまた、自己管理が難しく、また、自覚症状の訴えが乏しいことも多いことから、口腔衛生が不十分になっていることもあります。

障害児・者の歯や口腔衛生の管理が不十分なことは、食物摂取、咀嚼機能の発達の遅れに影響を及ぼすと考えられることから、障害児・者に対する口腔ケアについての取り組みが必要となっています。

また、障害児・者に対する歯科治療は専門医の対応が必要であり、中央保健医療圏では、高知県歯科医師会・歯科保健センターで実施しています。また、平成17年度からは歯科保健センター幡多分室の開設により幡多保健医療圏でも実施しています。

しかし、歯科保健センター利用者は年々増加傾向にあり、今後は利用者のニーズに沿った診療体制の整備や高次歯科医療機関の基盤整備と、それらの医療機関の連携が重要となっています。

7 休日歯科医療

中央保健医療圏では、高知県歯科医師会・歯科保健センターにおいて、日曜・祝日・年末年始を対象として休日救急歯科診療を実施しています。また、地域の歯科診療所の輪番制により安芸保健医療圏では、ゴールデンウィーク・年末年始において、高幡・幡多保健医療圏では年末年始の歯科医療が提供されています。このため、中央保健医療圏以外における日曜・祝日の歯科医療の確保について検討する必要があります。

8 体系的な歯科医療提供体制

歯科医療機関には、歯科医療だけではなく、患者の歯・口腔の健康を管理、指導することが出来る「かかりつけ歯科医」としての機能が求められています。

また、高齢者や要介護者、障害児・者等、外来では受診が困難な患者に対する訪問歯科診療、専門的治療を必要とする場合の高次医療機関との病診連携など、体系的に歯科医療体制を整備する必要があります。

対 策

総合的な歯科保健医療の推進

本県では、健康づくりの基本的方向を定めた「高知県健康増進計画（よさこい健康プラン 21）」において「歯の健康」についての目標を設定し、この目標を達成するための具体的な行動計画である「こうち歯と口の健康プラン」を策定しています。このプランのもと、歯科保健医療の課題やその対策及び推進について、高知県 8020 運動推進協議会において協議検討を行うなど、関係機関や関係団体の連携を図りながら 8020 運動を推進していきます。（県）

1 歯科保健に関する意識の普及啓発

パンフレットや幼児向け絵本を作成し配布するとともに、高知県の歯の健康キャラクタなどを活用し市町村、関係団体等と歯の健康づくりのイベントを開催する等、歯科保健に関する知識を普及啓発します。

また、歯科保健医療は「食」や「会話」など人間の生活の根幹に関わっています。健康寿命の延伸には「生きる力と生活のための医療」としての歯科医療が必要です。そのための歯科医療の重要性について啓発普及を行います。（県・関係団体）

2 生活習慣病予防に重点を置いた歯科保健医療の普及

今までのような早期発見・早期治療という二次予防ではなく、疾患に対するリスクを把握するメタボリックシンドロームの概念を導入した一次予防への転換を図り、歯周病と肥満・糖尿病などの生活習慣病との関係など全身疾患との関わりについての歯科保健教育を推進していきます。また、食育も含めた、生活習慣病に対する歯科の政策目標の設定を行うなど歯科保健医療の取り組みを強化していきます。

（県・関係団体）

3 かかりつけ歯科医機能の促進

定期的な歯科健診や継続的な保健指導、予防処置を充実するため、生涯を通じた歯科疾患の治療と予防を総合的におこなう、かかりつけ歯科医の普及啓発を促進します。

（県・関係団体）

4 乳幼児期から学齢期に対する歯科保健

市町村の乳幼児健診やかかりつけ歯科医でのフッ素塗布や、保育所・幼稚園・小中学校におけるフッ素洗口の実施等、フッ素を利用したう蝕（むし歯）予防の普及促進を図ります。

（県・市町村・保育所幼稚園・関係団体）

学齢期において歯周疾患の予防や歯周疾患の早期対策を進めるため、学校と学校歯科医の連携を図り、学校での定期歯科健診後の事後措置やかかりつけ歯科医での定期歯科健診を推進します。

（県・教育機関・関係団体）

5 成人に対する歯科保健

職域（労働現場）歯科保健対策を促進するため、小規模事業所における歯科保健活動の効果的な実施方法及び事業所における歯科健診のあり方について検討を進めるとともに、かかりつけ歯科医での定期歯科健診の必要性について普及啓発を図ります。

（県・関係団体・事業所）

また地域における成人歯科保健対策を促進するため、市町村と連携をはかり地域での歯科健診のあり方について検討し、かかりつけ歯科医での定期健診の必要性や歯周病予防についての普及啓発をはかります。
(県・関係団体)

6 要介護高齢者や障害児・者の歯科保健・医療・福祉対策の推進

在宅や施設の要介護者や障害児・者等に対する歯科保健について、歯科専門職による歯科健康相談や訪問歯科指導を推進します。
(県・市町村・関係団体)

また、日常生活圏内で必要な歯科保健医療(訪問歯科診療など)が受けられるよう支援体制の確立を行います。
(県・関係団体)

保健・医療・福祉の包括的なサービス提供システムの構築において医師やその他の職種と連携し、急性期、回復期、在宅などの医療の場面などでの地域連携クリニカルパスの導入に向け関係団体・関係機関と検討を行います。
(県・関係団体・医療機関)

7 資質等の向上

予防を中心とした訪問診療を含む歯科医療を提供するための研修を、歯科保健医療の従事者や医療関係者に対して行うなど体制の整備を行います。

また、口腔ケアや摂食嚥下リハビリテーション、咀嚼機能の重要性について要介護高齢者及びその家族に対する啓発や、施設・医療機関等の関係者への研修の充実等、口腔機能向上、口のリハビリテーションの普及を促進します。
(県・関係団体)

8 休日歯科医療

中央保健医療圏の休日歯科診療について、関係機関・関係団体と協力し、引き続き確保されるよう努めるとともに、他の保健医療圏においても実施日の拡大について、協議検討を行っていきます。
(県・関係団体)

9 体系的な歯科保健医療の整備

患者が、常に適切な歯科保健医療を受けられるように、歯科医療機能に応じた体系的な歯科保健医療体制の整備について、関係機関・関係団体と連携して検討を行っていきます。
(県・関係団体)